

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA 追加型投信・海外・株式

基準価額（1万口当たり） 純資産総額
10,235円 729.8億円

設定日：2018年1月31日
信託期間：無期限
決算日：毎年10月20日（休業日の場合は翌営業日）

設定来の運用実績および純資産の推移



※ 基準価額（税引前分配金再投資）は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。基準価額は、信託報酬控除後の値です。
 ※ 基準価額（税引前分配金再投資）は設定日、参考指数は基準価額への反映に合わせて設定日の始値を10,000として指数化しています。
 ※ 参考指数は、S&P500種指数（トータルリターン）（円換算ベース）です。
 ※ 当ファンドはベンチマークを設定しておりません。参考指数は、米国株式市場の動向を参考として記載しています。
 ※ S&P500種指数（トータルリターン）（円換算ベース）は、S&P500種指数をもとに、委託会社が計算したものです。S&P500種指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

出所：トムソン・ロイター、キャピタル・グループ

期間収益率

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	4.4%	11.8%	6.8%	8.7%	-	2.4%
参考指数	4.9%	12.6%	8.8%	14.5%	-	8.4%
差	-0.4%	-0.8%	-2.0%	-5.8%	-	-6.1%

基準価額変動要因（前月末比）

基準価額騰落額	+436 円
株式要因	+378 円
為替要因	+67 円
信託報酬等	-9 円
その他	0 円

※ 基準価額変動要因は、当社が一定の条件に基づいて算出した概算値を参考として表示しています。

分配金推移（1万口当たり、税引前）

決算期 (決算年月)	第1期 (2018年10月)	第2期 (2019年10月)	第3期 (2020年10月)	設定来 累計
分配金	0 円	- 円	- 円	0 円

※ 期間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして計算した理論上のものであることにご留意ください。また期間収益率は、実際の投資家利回りとは異なります。
 ※ 分配金は、過去の実績であり将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

国・地域別構成比率

国・地域名	比率
米国	79.7%
英国	5.1%
フランス	1.6%
カナダ	1.4%
スイス	1.2%
その他国	2.4%
債券	0.1%
現金・その他	8.5%
合計	100.0%

業種別構成比率

業種名	比率
ヘルスケア	15.8%
情報技術	15.4%
コミュニケーション・サービス	10.7%
一般消費財・サービス	10.4%
エネルギー	9.8%
その他業種	29.4%
債券	0.1%
現金・その他	8.5%
合計	100.0%

< 組入銘柄数：175 >

※ 国・地域別構成比率、業種別構成比率は、キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICAの主要投資対象である「キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド」の資産状況です。
 ※ 各構成比率は同マザーファンドの純資産総額に対する組入有価証券評価額の割合です。
 ※ 国・地域についてはMSCI分類、業種はGICS（世界産業分類基準）に基づいていますが、当社の判断に基づき分類したものが含まれる場合があります。



キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA 追加型投信・海外・株式

組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域名	業種名	比率	概要*
1 フェイスブック	米国	コミュニケーション・サービス	4.8%	ソーシャル・ネットワーク・サービスの「フェイスブック」を運営し広告収入を得る企業で、写真共有アプリの「インスタグラム」を傘下に持つ。
2 マイクロソフト	米国	情報技術	4.6%	ソフトウェア製品の開発、製造、ライセンス供与、販売およびサポートを手掛ける世界的ソフトウェアメーカー。
3 アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	3.9%	インターネット検索、広告、地図、ソフトウェア・アプリケーションなどを手掛ける「グーグル」などを傘下に置く持株会社。
4 アッヴィ	米国	ヘルスケア	3.4%	2013年1月に大手医薬品メーカー、アボットラボラトリーズの研究開発部門が分社化され、設立されたバイオ医薬品会社。
5 アボットラボラトリーズ	米国	ヘルスケア	2.7%	医薬品、診断用機器、栄養食品などを製造する総合ヘルスケア企業。ペースメーカーなどの心疾患分野や血糖値測定などの診断機器に強みを持つ。
6 アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	2.3%	幅広い商品を手掛けるオンライン小売事業のほか、企業向けにクラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業が急成長している。
7 ブロードコム	米国	情報技術	2.2%	通信用、産業用、民生用の光電子工学製品や半導体製品のメーカー。携帯情報端末向けの半導体製品はアップル社のスマホにも搭載されている。
8 エクソンモービル	米国	エネルギー	2.1%	「スーパーメジャー」と呼ばれる世界最大級のエネルギー企業。エネルギー資源の探鉱・生産、輸送、精製、販売までの事業を垂直統合で行なう。
9 プリティッシュ・アメリカン・タバコ	英国	生活必需品	2.0%	たばこの製造販売を行なう世界大手。「ラッキーストライク」や「ダンヒル」などのブランドや電子たばこを含む各種たばこ製品を提供する。
10 フィリップ モリス インターナショナル	米国	生活必需品	1.7%	旧フィリップ・モリス（現アルトリア・グループ）から米国外のたばこ部門を継承して分離独立した世界最大級のたばこメーカー。

*出所：ブルームバーグ等

※ キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICAの主要投資対象である「キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド」の資産状況です。国・地域についてはMSCI分類、業種はGICS（世界産業分類基準）に基づいていますが、当社の判断に基づき分類したものが含まれる場合があります。

運用状況と今後の方針

<市況>

2019年4月の米国株式市場（S&P500種指数、トータルリターン、米ドルベース）は、上昇しました。上旬は、米国や中国の良好な経済指標を受けて世界経済の先行き不透明感が後退したことなどを背景に、上昇しました。中旬以降は、上値の重い展開ながらも、米国企業の1-3月期の決算発表が本格化し市場予想を上回る結果が多くみられたことなどを好感して底堅い動きとなりました。当月の為替市場では、米ドルが円に対して上昇し（円安）、S&P500種指数の円ベースリターンもプラスとなりました。

<運用概況および今後の見通し>

当キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICAの当月のリターンは、プラスとなりました。当ファンドの主要投資対象であるキャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンドのリターンをセクター別に見ると、情報技術やコミュニケーション・サービスが主なプラス要因となりました。

米国経済は、回復局面の後期を迎え減速の兆しも見られますが、堅調な雇用増と賃金上昇を背景に消費主導の回復が持続しています。貿易交渉は、やや割高な株式市場のボラティリティ（変動性）を高める要因として残りますが、FRB（米連邦準備制度理事会）による緩和的な金融政策が長期化する見込みであり、当面は株式市場のバリュエーション（株価評価）を支えるものと見られます。こうした状況においては、引き続き個別銘柄の選別が重要になると考えます。特に、企業の債務が増加する傾向にあるなかで、強固な財務体質を持つ企業に注目しています。また、配当成長が期待される企業や、革新的な技術力で高い収益成長が見込まれる企業など、中長期の視点で魅力的な株式に投資することを目指します。今後も、ファンダメンタルズ（経済や企業の基礎的条件）調査に基づく個別銘柄選択を継続する方針です。

当資料の最終ページに記載した「当資料のご利用にあたっての注意事項」をお読みください。

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA 追加型投信・海外・株式

ファンドの特色

- キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券*への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。
 - 銘柄選定は、企業の収益成長性や配当に着目します。
 - ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。
 - キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
 - 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。
 - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- * マザーファンドの運用は、キャピタル・グループの一員であるキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメンツ・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・インク（以下「投資顧問会社」といいます。）に運用指図に関する権限を委託することにより行なわれます。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、次の各リスクに限定されるものではありません。

●価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には元利金の支払遅延および債務不履行等となるリスクもあります。当ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合は、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

●為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

●信用リスク

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

●カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA 追加型投信・海外・株式

お申込みメモ

購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込不可日	委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp)に申込不可日を掲載します。 申込不可日は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる日です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。
購入・換金等 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
収益分配	年1回（10月）の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。なお、分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※購入・換金等のお申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社にお問い合わせいただくか、手数料を記載した書面をご覧ください。 なお、手数料率の上限は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 3.24%(税抜3.00%) です。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.1124%(税抜1.03%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。									
	<table border="0"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.50%(税抜)</td> <td>委託した資金の運用等の対価として</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%(税抜)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.50%(税抜)</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として</td> </tr> </table>	委託会社	年率0.50%(税抜)	委託した資金の運用等の対価として	受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	販売会社	年率0.50%(税抜)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
委託会社	年率0.50%(税抜)	委託した資金の運用等の対価として								
受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として								
販売会社	年率0.50%(税抜)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として								

マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社が受取る報酬の中から支払われます。

その他の 費用・手数料	投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。
----------------	--

・ 法定開示にかかる費用：年率0.05%以内(税込)

委託会社は下記イ、およびロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、およびロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月の終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
ロ. 信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類)の作成および印刷費用等は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。

- ・ 資産管理費用(カストディーフィー)：保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。
- ・ 資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料：借入先との契約により適正な価格が計上されます。
- ・ 受託会社による資金の立替に伴う利息：受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。
- ・ 有価証券等の売買委託手数料等：売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。

※法定開示にかかる費用は毎計算期間の最初の6カ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、その都度信託財産から支払われます。

※上記の費用の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

当資料の最終ページに記載した「当資料のご利用にあたっての注意事項」をお読みください。

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA 追加型投信・海外・株式

ファンドの関係法人

委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社 商号/キャピタル・インターナショナル株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第317号 加入協会/ 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 委託会社は、信託財産の運用指図、受益権の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行ないます。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー、キャピタル・インターナショナル・インク 投資顧問会社は、委託会社より運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。
販売会社	みずほ証券株式会社 商号/みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号 加入協会/ 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 販売会社は、各ファンドの募集の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、 一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 受託会社は、信託財産の保管・管理等を行ないます。

当資料のご利用にあたっての注意事項

当資料は当ファンドの商品説明用資料として当社が作成した資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください、お客様自身でご判断ください。

当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。当資料中では四捨五入で処理した数値を用いる場合がありますので、誤差が生じることがあります。